

# 弁護士山之内桂報酬基準

(平成17年3月1日 制定)  
(最終改訂 令和4年12月14日)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この基準は、[日本弁護士会連合会会則](#)第87条第2項、同[弁護士の報酬に関する規定](#)に基づき弁護士山之内桂（以下、「弁護士」という）がその職務に関して受ける弁護士の報酬等に関する基準を示すことを目的とする。

2 この基準は、弁護士が日本司法支援センターまたは権利保護保険の手続きに従って受任する事件には適用されないものとし、その場合の報酬等に関する基準は、日本司法支援センターまたは権利保護保険の定めるところによる。

### (弁護士報酬の種類)

第2条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話・FAX・電子メール等の通信手段による相談を含む）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う弁護士の署名捺印つきの書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受ける委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その成功の程度に応じて、受任事務終了時に、着手金とは別に受ける委任事務処理の対価をいう。

手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の事件等の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されるとの対価をいう。

- 3 裁判所に直接納付すべき印紙代、予納金、郵券、鑑定費用並びに法務局に直接納付すべき印紙代、供託金、その他事件処理に伴い賦課される公租公課は依頼者の負担とする。
- 4 弁護士が第三者に対して事件の解決のために支払う着手金、報酬金、請負代金等は依頼者の事前の許可を得た場合に限り、依頼者の負担とする。
- 5 弁護士は前2項の支払のため必要な費用の概算額を、あらかじめ依頼者から預かることができる。

#### (弁護士報酬の支払時期)

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けて委任状を受領したときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払を受ける。

関連条文 [第7条（弁護士報酬の減免）](#)

#### (事件等の個数等)

第4条 弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級毎に、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、[第3章第1節](#)において、弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、交渉から調停に移行する場合を除き別件とする。

### (弁護士の報酬請求権)

第5条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 一件の事件等を複数弁護士や弁護士以外の専門家とともに共同受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士及び専門家がそれぞれ依頼者に対して着手金及び報酬を請求することができる。

一 複数弁護士や弁護士以外の専門家による共同受任が依頼者の意思に基づくとき

二 複数の弁護士や弁護士以外の専門家によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき

### (弁護士の説明義務等)

第6条 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士の報酬及びその他の費用について、十分に説明しなければならない。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、受任した法律事務が、法律相談、簡易な書面の作成、顧問契約等継続的な契約に基づくものであるときその他合理的な理由があるときを除いて、直ちに委任契約書を作成する。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを作成する。

3 委任契約書には、受任する法律事務の表示及び範囲、弁護士の報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期並びに委任契約が中途で終了した場合の清算方法その他の特約事項を記載する。

4 弁護士は、依頼者から申出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方

法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬見積書を、申出があつたときから5営業日以内に交付する。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合はこの限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

第7条 依頼者が経済的資力に乏しいとき、大阪弁護士会総合法律相談センターを経由した事件で同センター基準（大阪弁護士会総合法律相談センター規程（会規第13号））が適用されるときその他特別の事情があるときは、弁護士は、第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えないものとする。

(弁護士報酬の特則による増額)

第8条 依頼を受けた事件等が、重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が2年間以上にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項及び第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税等に相当する額)

第9条 この基準に定める額は、消費税法、その他関連法令に基づき、弁護士の役務に対して課される消費税等の額に相当する額を含まない。

2 弁護士は、事件等を依頼しようとする者に対しては、消費税等を含めた金額を表示しなければならない。

## 第2章 法律相談料等

### (法律相談料)

第10条 法律相談料は、次のとおりとする。

非事業者である個人 非営利法人の場合	30分毎に5千円
事業者である個人、法人 その他の営利組織の場合	30分毎に1万円

2 前項の相談料のうち、第一回目の打合せの当初2時間までの部分は、犯罪・DV・交通事故・医療事故等の不法行為による被害者、失業中、生活保護、非課税世帯、障害者世帯からは收受しない。

3 弁護士は前項の要件の存否を審査するため、相談者より次の各号に定める書面及びそれらに準ずる書面の提出を求めることができる。

- 一 生活保護受給証明書
- 二 身体・精神障害者手帳等
- 三 所得証明書
- 四 交通事故証明書
- 五 診断書

### (書面による鑑定料)

第11条 書面による鑑定料は、次のとおりとし、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、相当の書面鑑定料を受けることができる。

書面による鑑定料 一鑑定事項につき10万円以上

## 第3章 着手金及び報酬金

### 第1節 民事事件

#### 関連条文 [第4条（事件等の個数等）](#)

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第12条 本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限

り、着手金は事件等の対象として委任状受領時において算定した経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたとき又は支出を免れたときの経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益の算定可能な場合)

第13条 前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 1 金銭債権は、債権総額（受任時点における利息及び遅延損害金を含む）
- 2 将来の債権は、債権総額から年3%の割合による中間利息を控除した額
- 3 繼続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年（84ヶ月）分に相当する額
- 4 賃料増減請求事件は、増減額分の7年（84ヶ月）分の額
- 5 所有権は、対象たる物の時価、簿価、直近の固定資産評価額（以下「時価等」という）相当額のうち、最も低い額
- 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価等の2分の1の額。ただし、その権利の時価等が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 7 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価等に、その敷地の時価等の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価等の3分の1の額を加算した額
- 8 地役権は、承役地の時価等の2分の1の額
- 9 担保権は、被担保債権額（受任時点における利息及び遅延損害金を含む）。ただし、担保物の時価等が被担保債権額に達しないときは、担保物の時価等相当額
- 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- 11 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額（受任時点における利息及び遅延損害金を含む）。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に

達しないときは、法律行為の目的の価額

1 2 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価等の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の時価等額

1 3 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価等相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価等相当額の3分の1の額

1 4 遺留分侵害額請求事件は、対象となる遺留分の時価等相当額

1 5 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

関連条文 [第15条（経済的利益の算定不能の場合）](#), [第40条（手数料）](#)

（経済的利益算定の特則）

第14条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額することができる。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受けける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- 二 紛争の解決により依頼者の受けれる実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益の算定不能の場合）

第15条 [第13条](#)により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を400万円とする。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数

の多少及び依頼者の受けける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第16条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する。1円未満の数は切り上げる。

経済的利益の額	着手金	報酬金
200万円以下	20万円	16%
200万円を超え500万円以下の部分	8%	14%
500万円を超え5,000万円以下の部分	5%	8%
5,000万円を超え3億円以下の部分	3%	5%
3億円を超える部分	2%	3%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項の規定にかかわらず、着手金を50%の範囲内で減額することができる。

関連条文 [第19条（督促手続事件）](#), [第21条（離婚事件）](#), [第23条（借地非訟事件）](#), [第24条（保全命令申立事件等）](#), [第25条（民事執行事件等）](#), [第29条（行政上の不服申立事件）](#), [第39条（買受代理）](#)

(調停事件及び示談交渉事件)

第17条 調停事件（各種ADR手続を含む）及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は[第20条](#)第1項及び第2項の各規定を準用し、かつそれぞれの規定により算定された額の3分の2に減額する。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定により算定された額を上限として、その額から当初受領した示談交渉事件の着手金の額を差し引いた額とする。

3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

関連条文 [第21条（離婚事件）](#)

(契約締結交渉)

第18条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、事務処理に要する時間とともに第41条によって算定した金額と、経済的利益の額を基準として次によって算定した金額のいずれか低い方の金額とする。

経済的利益の額	着手金	報酬金
500万円以下	10万円	4%
500万円を超える5,000万円以下の部分の加算率	1%	2%
5,000万円を超える3億円以下の部分の加算率	0.5%	1%
3億円を超える部分の加算率	0.3%	0.6%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、20%の範囲内で増減額することができる。
- 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(督促手続事件)

第19条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
200万円以下	8万円
500万円以下	16万円
500万円を超える5,000万円以下の部分の加算率	1%
5,000万円を超える3億円以下の部分の加算率	0.5%
3億円を超える部分の加算率	0.3%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、20%の範囲内で増減額することができる

できる。

- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第16条又は第20条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とする。
- 4 督促手続事件の報酬金は、第16条又は第20条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 5 督促手続に引き続いて民事執行事件を受任するときは、弁護士は、第1項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第16条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

(手形小切手、少額、期間限定裁判等の事件)

第20条 手形小切手訴訟、少額訴訟、期間限定裁判事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
200万円以下	10万円	10%
500万円以下	20万円	8%
500万円を超え5,000万円以下の部分	2%	4%
5,000万円を超え3億円以下の部分	1%	2%
3億円を超える部分	0.5%	1%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、20%の範囲内で増減額することができる。
- 3 手形小切手訴訟、少額訴訟、期間限定裁判事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第16条の規定を準用する。

関連条文 [第19条（督促手続事件）](#)

(離婚事件)

第21条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を50%の範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金・報酬金
離婚調停及び交渉事件	30万円・30万円
離婚訴訟事件	50万円・50万円

- 2 離婚調停及び交渉事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第16条又は第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(境界に関する事件)

第22条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を50%の範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	60万円
----------	------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

(借地非訟事件)

第23条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。ただし、弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を50%の範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5, 000万円以下の場合	50万円
5, 000万円を超える場合	前段の額に5, 000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 一 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第16条の規定により算定された額
  - 二 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年（84ヶ月）分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第16条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

（保全命令申立事件等）

- 第24条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 第1項の手続のみにより本案の目的を達したとき又は和解により終結したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第25条 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とする。
  - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とする。
  - 4 執行停止事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
  - 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
  - 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(財産開示手続等)

- 第25条の2 財産開示手続の着手金は、1債務名義につき60,000円とする。
- 2 第三者からの情報取得手続の着手金は、1債務名義につき40,000円とする。
  - 3 債務者を財産開示義務懈怠の罪で告訴する場合の着手金は、20,000円とする。

4 本条の手続において、債務者から弁済を受けたときは、前条の規定に準じて追加の着手金・報酬金を受けることができる。

(倒産整理事件)

第26条 破産、会社整理、特別清算の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

- |               |         |
|---------------|---------|
| 一 事業者の自己破産事件  | 30万円以上  |
| 二 非事業者の自己破産事件 | 20万円    |
| 三 自己破産以外の破産事件 | 50万円以上  |
| 四 会社整理事件      | 150万円以上 |
| 五 特別清算事件      | 200万円以上 |
- 2 前項第1号及び第2号の事件において、依頼者の免責に異議が出たときは、追加として一債権者対応あたり2万円の着手金を受けることができる。
- 3 第1項第1号及び第2号の各事件は、依頼者の免責決定が確定したときに限り、次の報酬金を受け取ることができる。
- 一 着手金が30万円に満たなかった場合は、30万円から着手金の額を差し引いた額以下の額
  - 二 免責について異議が出たり、一部弁済を指示されたりする等複雑な事案について免責決定が確定したときは、20万円以下の額
- 4 第1項第3号ないし第6号の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延べ払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。

関連条文 [第28条（任意整理事件）](#)

(民事再生事件)

第27条 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、民事再生事件に関する保全の弁護士報酬は、

着手金に含まれる。

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| 一 事業者の民事再生事件          | 200万円以上 |
| 二 非事業者の民事再生事件         | 50万円以上  |
| 三 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 | 30万円    |
- ただし、住宅資金特別条項を定める場合は40万円
- 2 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は、10万円とする。
- 3 本条の事件は報酬金を請求しないものとする。

（任意整理事件）

第28条 任意整理事件（[第26条](#)第1項又は前条第1項に該当しない債務整理事件をいう。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

- |               |   |
|---------------|---|
| 一 事業者の任意整理事件  | 20万円以上                                      |
| 二 非事業者の任意整理事件 | 債権者2社まで 5万円<br>債権者3社以上 1社あたり2万円<br>(上限80万円) |

なお、取引口座・支店が複数あっても同一債権者は一括して1社とする。

- 2 資産売却、債権取立（過払金返還請求を除く）を伴う任意整理事件は、非事業者であっても前項第1号の例による。
- 3 前項第2号の事件の着手金は、過払金返還請求権を行使できる債権者に該当する部分について、報酬金支払時まで支払を猶予することができる。
- 4 第1項第1号の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号のとおり算定する。
- 一 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1,000万円以下の部分	12%
1,000万円を超え5,000万円以下の部分	8%

5, 000万円を超える部分	4 %
1億円を超える部分	2 %

二 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

5, 000万円以下の部分	1 %
5, 000万円を超える部分	0. 5 %
1億円を超える部分	0. 2 %

- 5 第1項第1号の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、[第26条](#)第3項の規定を準用する。
- 6 第1項第2号の事件が、債務の減免、履行期限の猶予により終了したときの報酬金は、次のとおりとする。ただし、減額と長期分割が併存する場合には、いずれか高い方の額とし、減額と分割払が併存する場合には、両方の加算額とする。

	経済的利益	割合
業者の請求額を減額させた場合（利息制限法の再計算による減少分を除く）	減額分	500万円以下の部分 10 % 500万円を超える1,000万円以下の部分 8 % 1,000万円を超える5,000万円以下の部分 6 % 5,000万円を超える1億円以下の部分 4 % 1億円を超える部分 2 %
請求額を減額させ、過払金の返還を受けた場合（減額分は利息制限法の再計算による減少分を除く）	減額分 過払金	上記の減額分に対する報酬と下記による過払金分に対する報酬を合算した額 500万円以下の部分 15 % 500万円を超える1,000万円以下の部分 13 % 1,000万円を超える5,000万円以下の部分 11 % 5,000万円を超える1億円以下の部分 9 %

		分 8 % 1 億円を超える部分 4 %
業者の請求を分割払とした場合	分割対象元 本額	5 0 0 万円以下の部分 5 % 5 0 0 万円を超える部分 4 % 1, 0 0 0 万円を超える部分 3 % 5, 0 0 0 万円を超える部分 2 % 1 億円を超える部分 1 %

7 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定に5%を加算して算定された報酬金を受けることができる。

#### (行政上の不服申立事件)

第29条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、[第16条](#)の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、20万円を最低額とする。

#### 第2節 刑事事件

##### (刑事事件の着手金)

第30条 刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
事案簡明な事件	40万円
上記以外の事件	80万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件（被害賠償を要

するものを除く), 起訴後については公判終結までの公判開廷数が 3 開廷以内と見込まれる事件 (上告事件を除く。), 上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。

関連条文 [第 3 2 条 \(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合\)](#)

(刑事事件の報酬金)

第 3 1 条 刑事事件の報酬金は, 次のとおりとする。

刑事事件の内容	結 果	報酬金
事案簡明な事件	不起訴	8 0 万円
	求略式命令	6 0 万円
	刑の執行猶予・刑の軽減	4 0 万円
前段以外の刑事事件	不起訴	1 2 0 万円
	求略式命令	1 0 0 万円
	無罪	1 5 0 万円
	刑の執行猶予	1 2 0 万円
	検察官上訴が棄却された場合	1 0 0 万円
再審請求事件		2 0 0 万円

2 前項の事案簡明な事件とは, 前条の事案簡明な事件と見込まれ, かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

関連条文 [第 3 3 条 \(検察官の上訴取下げ等\)](#)

(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第 3 2 条 起訴前に受任した事件が起訴 (求略式命令を除く。) され, 引き続いて弁護士が起訴後の事件を受任するときは, [第 3 0 条](#)に定める着手金を受けることができる。ただし, 事案簡明な事件については, 起訴前の事件の着手金の 2 分の 1 とする。

2 刑事事件につき弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは, 前 2 条の規定にかかわらず, 着手金及び報酬金を 5 0 % の範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件当たりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を80%の範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第33条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用する。

(保釈等)

第34条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、各10万円を受けることができる。

(告訴、告発等)

第35条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき40万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により着手金の倍額を上限として受けることができる。

### 第3節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第36条 少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
身体が拘束されている事件	40万円
身体が拘束されていない事件	30万円
抗告、再抗告及び保護取消事件	30万円

2 少年事件の報酬金は、次のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	80万円
身体事件で非行事実認定に基づく審判不開始 不処分又は保護観察	50万円
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分 又は保護観察	30万円

- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、非行事実に争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を50%の範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を20%の範囲で減額することができる。
- 4 第2項に定める場合以外においても、報酬金を受領することが相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができる。

(少年事件につき弁護士が引き続き受任した場合)

第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致された後も一件の継続事件とみなす。

- 2 弁護士は、送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、一件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により前条に定める着手金額を上限として追加着手金を受領することができる。
- 3 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び報酬金は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済み少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

## 第4章 手数料

### (手数料)

第40条 手数料は、この基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、[第13条](#)ないし第15条の規定を準用する。

#### 一 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件の着手金とは別途とする）	基本	20万円
即決和解（本手数料を受けたときは契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円
		300万円を超える部分 3,000万円以下の部分 1%
		3,000万円を超える部分 3億円以下の部分 0.5%
		3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉をする場合	示談交渉事件として、 <a href="#">第17条</a> 及び <a href="#">第21条</a> ないし <a href="#">第23条</a> の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出		弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。）		8万円

## 二 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査(事実関係調査を含む。)		弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	1, 000万円未満のもの 10万円
		1, 000万円以上1億円未満のもの 20万円
		1億円以上のもの 40万円
	非定型	基本 300万円以下の部分 15万円
		300万円を超える部分 1.5%
		3, 000万円を超える部分 0.5%
		3億円を超える部分 0.2%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合	上記の手数料に5万円を加算する。
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし (本人名)	基本2万円
	弁護士名の表示あり (代理表示)	基本3万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額を加算する
任意後見契約又は任意代理契約委任の処理	任意後見契約又は任意代理契約締結に先立つ事実関係等の調査	基本 20万円

	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	訪問による面談  任意後見契約又は任意代理契約に基づく基本委任事務（依頼者の日常生活を営むために必要な基本的な事務をいう。以下同じ。）の処理	一訪問につき第43条で定める額  月額2万円以上10万円以下
基本委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額5万円以上20万円以下
	裁判手続等を要する場合	本基準の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額
遺言書作成	定型	10万円
	非定型  特に複雑特殊な事情がある場合  公正証書にする場合	300万円以下の部分 20万円 300万円を超える部分 3,000万円以下の部分 3% 3,000万円を超える部分 3億円以下の部分 1% 3億円を超える部分 0.5%
遺言執行	基本	同上
	特に複雑特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

会社設立等 設立, 増減資, 合 併, 分割, 組織変 更, 通常清算	資本額若しくは総資産 額のうち高い方の額又 は増減資額に応じて以 下により算出された額	1, 000万円以下の部分 4 %
		1, 000万円を超える部分 2, 000万円以下の部分 3 %
		2, 000万円を超える部分 1億円以下の部分 2 %
		1億円を超える部分 2億円以下の部分 1 %
		2億円を超える部分 20億円以下の部分 0.5 %
	特に複雑又は特殊な事 情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定め る額
会社設立等以外 の登記等申請手 続		1件10万円 ただし, 事案によっては, 弁護士と 依頼者との協議により, 適正妥当な 範囲内で増減額することができる。
登記簿謄本, 戸 籍謄本, 住民票 等の交付手続		1通につき2, 000円
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する 場合	50万円以上
現物出資等証明 (商法第173 条第3項等及び 有限会社法第1 2条の2第3項 等に基づく証明)		1件30万円。ただし, 出資等にか かる不動産価格及び調査の難易, 繁 簡等を考慮し, 弁護士と依頼者との 協議により, 適正妥当な範囲内で増 減額することができる。

簡易な自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。	給付金額が150万円以下の場合 3万円
		給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%

## 第5章 時間制

### (時間制)

第41条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、[第2章](#)ないし[第4章](#)及び[第7章](#)の規定にかかわらず、時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

- 2 前項の単価は、30分毎に5千円以上3万円以下の割合の金額とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

関連条文 [第18条（契約締結交渉）](#)

## 第6章 顧問料

### (顧問料)

第42条 顧問契約は1年単位とし、顧問料は、次のとおりとする。

事業者	月額3万円以上（年一括払いは33万円以上）
非事業者	月額5000円以上（年一括払いは5万円以上）

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談（面談を含む）とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、

契約立会，従業員の法律相談，株主総会の指導又は立会，講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき，弁護士は，依頼者と協議のうえ，顧問契約の内容を決定する。

## 第7章 日当

(日当)

第43条 日当は，交通費を含み，事務所と現地の往復にかかる合理的経路による所要時間（滞在時間を含む）を基準として，次のとおりとする。

出廷・立会（往復3時間を超えないもの） ただし，大阪府内は無料とする。	1万円
短距離出張（往復3時間を超え6時間まで） ただし，大阪府内は1万円とする	2万円
長距離出張（往復6時間を超える場合） ただし，大阪府内は2万円とする	4万円
宿泊を伴う出張の1泊あたり加算額 ただし，大阪府内は加算しないものとする	2万円

- 2 弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。
- 3 講演等にかかる出張の日当については，あらかじめ依頼者と協議して定める額とする。

## 第8章 実費等

(実費等の負担)

第44条 弁護士は，依頼者に対し，弁護士報酬とは別に，収入印紙代，保証金，保管金，供託金その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

- 2 弁護士は，概算により，あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
- 3 あらかじめ預り金を精算しないことを合意した場合には精算しないものとし，残余額は報酬として受領する。ただし，郵便切手代，謄写料，通信費，交通費，宿泊費は特段の合意がない限り清算しない。

4 すべての預り金は無利息とする。ただし、あらかじめ利息を約定した場合にはそれによる。

## 第9章 委任契約の清算

### (委任契約の中途終了)

第45条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、次の各号に定めるほか、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

一 債務整理介入通知、申立てをする手続の場合には、通知発送及び申立書提出をもって50%が完了したものとする。

二 決定・和解成立・審理終結・再生計画案提出・免責などの段階に至った時点では、いまだ事案の解決に至らない場合でも100%が完了したものとする。

三 書面による報告等の場合には、書面の交付をもって100%が完了したものとする。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士に重大な過失があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に過失がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者側に故意又は重大な責任があるときは、弁護士は、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

### (事件等処理の中止等)

第46条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を

遅滞したとき、若しくは弁護士から取得又は提示を要求された本人確認書類、事件関係資料等を弁護士に引き渡さず又は提示しないときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第47条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、弁護士は、速やかに、依頼者にその旨を通知しなければならない。

以上

## 改訂履歴

- H17.3.10 第2条4項、5項（預り金に関する変更）を追加  
第10条4項（被害者への優遇規定）を追加
- H17.3.12 第42条（顧問）、第43条（日当）を変更
- H17.9.16 第44条2項（実費精算）に精算しない合意を追加
- H17.9.20 第10条2項、4項を修正、相談料免除を第一回目の打合せに限る
- H17.9.23 第17条（調停事件および示談交渉事件）、第19条（督促手続事件）、  
第21条（離婚事件）、第26条（倒産整理事件）、第28条（任意  
整理事件）、第30条（刑事事件の着手金）、第31条（刑事事件の  
報酬金）第37条2項（少年事件につき弁護士が引き続き受任した  
場合）、第43条3項（日当）を改訂
- H17.11.1 第46条（事件等処理の中止等）に、必要書類の交付遅滞を追加
- H18.3.8 第16条料率一部値上げ。第17条の調停にADRを含む旨追加
- H18.4.26 第28条（任意整理事件）を過払請求事案に対応させる
- H18.7.3 第42条（顧問料）を年額制にして減額
- H19.7.27 第16条1項（着手金等）について、権利擁護保険基準で訂正、第  
28条（任意整理）、第40条（遺言書）の規定を整理、第43条（日  
当）に宿泊の場合を追加、第45条1項の具体例を示す
- H20.10.3 第30条1項（刑事事件着手金）を増額改定、同2項で被害賠償を  
要する刑事事件を除外、第35条（告訴告発）の報酬につき、着手金  
の倍額上限設定
- H20.12.1 全面的に金額を見直し。
- H21.10.1 第16条、第18条、第43条の減額見直し。
- H25.1.1 第10条（相談料）の最低額を減額、第11条（鑑定料）の増額、  
第16条の最低額引上、第28条6項（任意整理減額報酬）を変更、  
第41条（時間制）を減額、第42条（顧問料）を1年単位に変更  
して事業者につき減額、一括割引設定、第43条（日当）を交通費  
込みとして増額、第44条（実費）を実態に合わせて整理
- H25.7.10 第44条（実費）の4項に預り金を無利息とする旨追加
- H25.10.8 第41条（時間制）と、第42条（顧問料）を増額改定、第43条

（日当）の時間区分を変更して増額。

H30.7.14 第1条に2項を追加、第26条から「会社更生」を削除

R1.9.14 第11条、第16条着手・報酬を見直し増額

R4.5.23 第25条の2（財産開示手続等）を新設

R4.12.14 第16条、第18条、第19条、第22条第各区分と最低額を見直し増額、第2節 刑事事件関連について増額

R6.4.9 第20条に少額訴訟と期間限定裁判を追加

以上